

令和5年5月23日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**麻しんの国内における感染伝播事例を踏まえた麻しんの定期の予防接種の勧奨等について
(協力依頼)**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび大阪府より通知がありましたので情報提供いたします。

同通知は、麻しんのまん延予防に当たって、予防接種の実施が重要な役割を果たすことから、各自治体に対し、麻しんの定期の予防接種の適切かつ着実な実施のために必要な措置を講じることを依頼するものです。なお、定期接種の取り扱いについては、医療機関所在地の地元行政（市町村）へご確認をお願いいたします。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【通知掲載先／問い合わせ先・大阪府健康医療部感染症対策企画課 06-4397-3549】

(検索エンジンで、「大阪府 令和5年度感染症法関係通知」でもアプローチ可)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/reiwa5nentuti.html>



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)